

玉名商工会議所会議室使用規則

(目的)

第1条 この規則は玉名商工会議所会議室の使用を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 玉名商工会議所会議室を一般の使用に供することができる。

- 2 本規則において「会議室」とは、第1会議室及び第2会議室並びに議員会議室を指す。
- 3 会議室の休館日は、玉名商工会議所の閉所日（土・日、祝日、夏季休暇期間、年末年始等）とする。ただし、会頭が特別の理由があると認めたときは、使用、日時の変更を許可することができる。
- 4 会議室の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、午前9時から午後5時を除く時間については別途警備料を徴収する。
- 5 前項の規定にかかわらず、議員会議室の使用時間は午前9時から午後5時までとし、玉名商工会議所の会員に限り使用できるものとする。

(手続き)

第3条 会議室を使用する者は、様式第1号により申込の手続きをしなければならない。ただし、手続き後使用を取り消す場合は使用前日までにその旨を申し出なければならない。

(使用料)

第4条 会議室を使用する者は、別表2により使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 会頭が特別の理由があると認めた時は、使用料を減免することができる。

(使用の禁止及び取消)

第6条 次に該当する場合は、会議室の使用を禁止する。

1. 公の秩序又は、善良な風紀を乱す恐れがある場合。
2. 地元業者に損害を与える恐れのある展示会及び会議所の名義利用と思われる講習会開催の場合。
3. 物産販売を目的とした使用を行う場合
4. その他、会頭が適当でないと認めた場合。

※使用を承諾したあとに前項の禁止事項に該当すると認められた場合は、使用の承認を取り消すことができる。

(使用者の義務)

第7条 会議室を使用する者が会議室の施設を損傷した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は会頭が定める。

附 則

1 この規則は平成4年4月1日から施行する。

附 則

1 第2条（会議室の使用）、第4条（使用料）、別表2の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 別表2の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。